

【事業主、衛生管理者、産業看護職、人事労務担当者、労働者 用】

2019年度産業保健研修のご案内(2019年10月～2019年11月)

島根産業保健総合支援センターでは、事業場の産業保健・労働衛生業務に携わる皆様を対象として研修会等を開催しています。産業保健に関係するすべての方に対し専門的かつ実践的能力の向上を図ることを目的に実施するものです。

申込者が少ない場合、研修会を取りやめる場合がありますのでご了承願います。

番号	日時	テーマ	講師・研修内容	会場	定員
19	10月5日 (土) 14:00～16:00	障害者雇用と職場の安全配慮義務	・吉積 宏治 産業保健相談員 障害のある人が障害のない人と同様その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような就業環境のためには、産業医・産業保健スタッフとしてどのようなことに注目していくべきか。 障害者が職場に適応し、有する能力を十分に発揮できるよう、一緒に働く上司や同僚に、障害の特性と配慮事項を理解してもらえるような意識啓発や、合理的配慮について言及していきます。	いわみーる 【浜田市】	30名
20	10月12日 (土) 14:00～16:00	働く人の腰痛予防と治療	・長野 真久 産業保健相談員 腰痛に対して自己判断でジムやフィットネスに通い、かえって腰痛を悪化させてしまうことがあります。また、TVや雑誌などで様々な運動療法や民間療法が紹介されており、いったいどれが正しいのか混沌としています。 皆様に正しい判断基準を持っていただくために解説する。	出雲市民会館 【出雲市】	30名
21	10月26日 (土) 14:00～16:00	過重労働と健康障害防止	・塩飽 邦憲 産業保健相談員 過重労働の健康リスクについては、主に時間軸と負担度で考えられ、循環器疾患およびメンタルヘルス不全への影響が知られている。 日本を代表する大企業において過重労働対策が不十分であったことが明らかになり、過重労働対策の強化が大きな課題となっている。 そこで、過重労働とその生体反応であるストレスの両側面について対策を述べる。	労働会館 【松江市】	30名
22	11月7日 (木) 10:00～12:00	働き方改革関連法に基づく労働安全衛生法の改正について 産業医活用セミナー ～産業医ができること 目指せ健康経営～	・高橋 寿匡 出雲労働基準監督署 安全衛生課長 ・春木 宥子 産業保健相談員 働き方改革推進関連法に基づき労働安全衛生法が改正され、本年4月に施行された。 今般の改正では、産業医の能力向上や相談支援機能の強化など産業医・産業保健機能が強化された。また、過労死等のリスクが高い労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう労働者の健康管理も強化された。 これら、企業の衛生管理スタッフとして知っておくべき、法令の概要や健康経営の観点からも産業医を積極的に活用していくポイントを解説する。	出雲市民会館 【出雲市】	100名
23	11月7日 (木) 13:30～15:30	ストレスチェック集団分析結果に基づく職場改善セミナー	・一色 翔太 メンタルヘルス対策促進員 労働安全衛生法の規程により平成27年12月に義務化されたストレスチェック制度について、その結果に基づき職場環境改善を行うことが努力義務とされています。 ストレスチェックに基づく職場環境改善の担当者としての基礎知識を、講義とグループワークを通じて解説・修得していく。	出雲市民会館 【出雲市】	100名
24	11月14日 (木) 14:00～16:00	化学物質の基礎知識とコントロールバンディングによる管理	・山崎 雅之 産業保健相談員 化学物質の健康有害性についての簡易なリスクアセスメント手法として、「コントロール・バンディング」があります。これは、ILO(国際労働機関)が、有害性のある化学物質から労働者の健康を保護するために、簡単で実用的なリスクアセスメント手法を取り入れて開発した手法です。厚生労働省版コントロール・バンディングは、この手法をわが国で簡易的に利用できるようにウェブシステムとして開発されたが、各企業の工場現場での有効な活用法は深く浸透していない。そこで、実際に厚生労働省版コントロール・バンディングの実演とその結果の活用法について紹介する。	労働会館 【松江市】	30名
25	11月21日 (木) 13:30～15:30	働き方改革関連法に基づく労働安全衛生法の改正について 産業医活用セミナー ～産業医ができること 目指せ健康経営～	・内久保 康孝 島根産業保健総合支援センター 副所長 ・春木 宥子 産業保健相談員 働き方改革推進関連法に基づき労働安全衛生法が改正され、本年4月に施行された。 今般の改正では、産業医の能力向上や相談支援機能の強化など産業医・産業保健機能が強化された。また、過労死等のリスクが高い労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるよう労働者の健康管理も強化された。 これら、企業の衛生管理スタッフとして知っておくべき、法令の概要や健康経営の観点からも産業医を積極的に活用していくポイントを解説する。	ジャストホール 【益田市】	50名
26	11月28日 (木) 14:00～16:00	過重労働と健康障害防止	・塩飽 邦憲 産業保健相談員 過重労働の健康リスクについては、主に時間軸と負担度で考えられ、循環器疾患およびメンタルヘルス不全への影響が知られている。 日本を代表する大企業において過重労働対策が不十分であったことが明らかになり、過重労働対策の強化が大きな課題となっている。 そこで、過重労働とその生体反応であるストレスの両側面について対策を述べる。	出雲市民会館 【出雲市】	30名

※研修会場では他のイベントと重なり駐車場が利用できないことがありますので、ご了承下さい。□

研修会申込書(産業保健関係者用)

下欄にご記入の上、FAXにて当センターまでお申し込み下さい。(ホームページからお申し込みいただけます。)

申込書を確認した後、FAXで「研修受講票」を送付しますので、FAX番号のご記入もお願いします。

お申込み後にキャンセルされる場合は、早めに連絡を頂きますようお願いいたします。(研修会当日の急なキャンセルについては除きます。)

受講料は無料です。皆様の受講をお待ちしております。

参加希望 研修番号			
氏名	職種 (○で選択)	1.衛生管理者 2.産業看護職 3.人事労務担当者 4.事業主 5.労働者 6.その他()	
勤務先	TEL	()	— (自宅・勤務先)
	FAX	()	— (自宅・勤務先)

島根産業保健総合支援センター FAX 0852-59-5881 TEL 0852-59-5801

最新の研修案内をメールマガジンで配信しています。メールマガジンの登録は下記ホームページからお申し込みください。

島根産保

検索

